

クマにご注意下さい！



各地でクマによる人身被害が多発してます。
農作業や鳥獣対策を行う際は、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。

クマの出没を防ぐためには

(1) 農作業や鳥獣対策を行う際に注意すべき事項

- ・ 作業中にラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールすること。
- ・ クマの出没情報に留意し、クマの行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- ・ 頻繁にクマが出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避けること。
- ・ 森林、斜面林などのそばの農地は、クマの出没ルートとなりやすいので特に注意し、安全確認を行いながら周囲の灌木の刈払いなどを行うこと。

(2) 誘引物の適切な管理

- ・ クマを誘引する生ゴミや野菜などの収穫残さ等は適切に処理すること。
- ・ 農地では果樹園が最も被害を受けやすいところであり、収穫後は果実を放置せず適切に除去すること。
- ・ クマは、収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底すること。
- ・ 草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、クマの誘引物となるため、保管場所等に注意すること。
- ・ 鳥獣対策により捕獲した個体がクマの誘引物とならないよう、処理施設への持ち込みや焼却を行わずに埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理すること。

捕獲活動時の安全確保

- ・ 捕獲活動時は、クマに遭遇する可能性が一層高まることから、クマの出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底すること。
- ・ クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること。
- ・ 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマの危険回避にも有効なICT機器の活用も検討すること

もしも、クマに遭遇してしまったら

(近くにクマがいることに気がついた場合)

- ・ 落ち着いて、クマに背を向けずに、ゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとること。
- ・ クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げることは避けること。

(クマの痕跡を見つけた場合)

- ・ 農作業中にクマの足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告すること。

農林水産省では、緩衝帯整備、電気柵などの侵入防止柵の設置、捕獲等の取組について鳥獣被害防止総合対策交付金で支援をしています。（詳しくは裏面をご覧ください。）



クマ対策を支援しています！



鳥獣対策の基本

出没しにくい環境作りが大切です。組みあわせることで適切な対策を！

生息環境管理(よせつけない)

- 誘引物（放任果樹、廃棄野菜等）の除去
- 刈払い、緩衝帯の設置による餌場・隠れ場の撲滅

鳥獣対策の鉄則！3つの柱！

侵入防止対策(まもる)

- 柵等の設置による侵入防止

個体群管理(とる)

- 農地周辺等での捕獲



交付金での支援内容※一部抜粋

刈払い等による生息環境管理

潜み場となる藪の刈払いや、移動ルート上の緩衝帯設置、誘引物となる放任果樹の除去などを支援します。



緩衝帯の整備



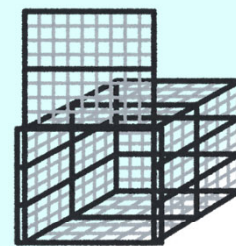
放任果樹の除去

侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入

ほ場への侵入を防止するための柵の設置や、捕獲のための機材の導入を支援します。



侵入防止柵の設置



わなの導入

捕獲活動経費の直接支援

捕獲活動に係る経費を定額で支援します。



生息状況調査、研修会の開催等

生息状況など、専門家を入れた調査や研修会の開催を支援します。



【お問い合わせ先】

農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
被害対策の基本について 03-6744-7642(直通)

交付金での支援内容について 03-3591-4958(直通)

農業被害が増えているクマの対策をしたい！

令和8年度版
(R8.4)

基本の対策から農業被害急増時の捕獲強化まで、状況に応じたクマの対策を支援します。

平時

複合対策（クマ）

生息調査、調査に基づくゾーニングと生息環境管理を含む、地域ぐるみの総合的な対策の実施を支援。

補助率：定額

限度額：取組数に応じ市町村あたり
100万円又は200万円

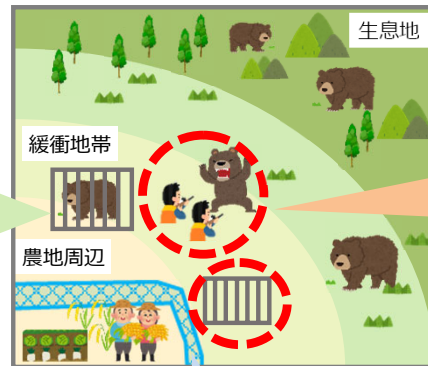


捕獲活動

- ① 捕獲機材の導入経費
- ② わなの設置、見回り等を含む捕獲活動に係る日当払い
- ③ 農地周辺での捕獲活動に係る頭数払い

補助率：

- ①, ② 1/2以内（実施隊が行う場合は定額）
（①の上限：箱わな（大型）119千円/基）
- ③ 定額（上限：クマ（成獣）8千円/頭）



農業被害急増時

クマ特別対策

農地周辺における、有害性の高い個体の捕獲対策の強化を支援。

補助率：定額

限度額：都道府県3,000万円、協議会300万円

【採択要件】

- ・捕獲区域、時期、目標等を含む捕獲計画を作成し、捕獲従事者への支援水準引き上げ等に留意した単価を設定し、国に協議すること
- ・専門家による生息状況調査に基づくゾーニング・生息環境管理の取組を実施すること
- ・捕獲にあたり、個体数等についての適切なモニタリングの実施を前提とし、二種計画の捕獲目標と整合性を取った捕獲計画を策定すること
- ・事業概要及び捕獲活動経費の単価を公表すること

【活用方法の例】



基本の対策

緩衝帯等の整備・追払い

- ・緩衝帯の設置
- ・放任果樹の除去
- ・雑木林の刈り払い
- ・追い払い
- ・クマスプレーの導入

補助率：1/2以内
（実施隊が行う場合は、定められた
上限額以内で定額支援）
※大規模（1ha以上）整備の場合
上限単価：48万円/ha



侵入防止柵の整備

侵入防止柵の新規または再編整備
※既存の捕獲機材（わな）等を一
体的に設置することが要件

補助率：定額

上限単価：電気柵新規整備1段あたり
148円/m（直営施工）等

- ・農地周辺の電気柵の二重
設置
- ・設置・撤去が容易な電気柵
の一時的な整備

